

令和2年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置
(令和3年度における対応状況)

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 2. 備品の明確な管理について 【意見】	宮城県と指定管理者が締結する「宮城県宮城野原公園総合運動場の管理運営に関する基本協定書」(平成29年3月30日付)には、宮城県が所有し指定管理者に管理させる備品の一覧が添付されている。今回の監査において、上記協定書を閲覧したところ、仙台市が所有する仙台市陸上競技場で使用する備品である「ラグビーボール」が管理備品の中に記載されていた。 仙台市所有分の施設でのみ使用する備品が、宮城県と指定管理者間での管理備品とされているのは実態を適切に表しておらず、県は仙台市への譲渡を行うなど、適切な管理形態とすべきである。 (P35)	当該備品は令和2年度に廃棄済みである。 今後、仙台市所有分の施設でのみ使用する備品がある場合は、仙台市へ譲渡を行うなどし、適切に管理する。
2	II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 4. 顧客アンケートについて 【指摘】	協定書には、顧客アンケート結果の指定管理者から県への報告は毎月(翌月15日)まですべきことが示されているが、実際には、指定管理者から不定期にメール等で県に報告するにとどまっている。 協定書の記載に従い、顧客アンケート結果について、毎月指定管理者から県へ報告すべきである。 (P36)	基本協定書第29条の規定に基づく業務報告書として、顧客アンケート結果等を翌月15日まで利用状況報告書と併せて報告するよう指導した。
3	II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 5. 随意契約について 【意見】	令和元年度に実施された修繕8件のうち、以下の3件について特命随意契約を選択しており、選択理由として「緊急性があり実績のある業者を選定」としていた。 ①相撲場(土俵の劣化、状態の低下) ②テニスコート(フェンス扉 片開き扉(4箇所)の開閉不具合) ③テニスコート(フェンス扉 支柱・ネットの経年劣化) ①については定期的なメンテナンスとのことであり、実質的に契約先選択の余地がなかったとしても、それは「緊急性があり」という記載の理由とは異なっている。また③のような経年劣化自体は当然に予想されるべき事象であり、長期的観点からの契約の緊急性には疑問が残る。 今後の契約においてこれらを前例として実質的な理由の検討を実施せず、画一的に特命随意契約としないよう留意する必要がある。 (P36)	実質的な理由を検討した上で業者選定を行うよう、指定管理者へ指導した。今後は「契約事務にあたっての留意事項」として、指定管理者が毎年12月頃に行っている事務研修時に継続して随意契約の要件を確認するよう指導する。
4	II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県第二総合運動場 2. 週末の教室開催について 【意見】	現在、宮城県第二総合運動場では、自主事業として中国気功教室や、ヨガ、ズンバ、バレトン等の各種教室を開催している。週末は大会等があるため、各種教室は主に平日に開催されており、参加者は主婦層や高齢者が中心となっている。予約不要、かつ、1回500円で県民が気軽に趣味やスポーツを楽しめる教室開催は大変良いアイデアであると考えられる。 しかし、平日のみの開催の場合、参加者層が限定されてしまうため、土曜日にも教室を開催し、是非、社会人や学生が教室に参加する機会を与えてほしい。大会が開催される週末の実施は難しいであろうが、武道館の貸切利用がない日や、閑散期に施設を有効活用するために、指定管理者は週末の教室開催を前向きに検討して頂きたい。 (P56)	11月に第1回週末スポーツ教室を実施した。今後も貸切利用のない週末に各種教室を開催する。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
5	II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県第二総合運動場 3. 利用者アンケートの積極的実施と事業報告書への反映 【意見】	平成 29 年、30 年、令和元年度の事業報告書において、「利用者アンケートについて」という項目があるが、いずれも「利用者アンケートに対する利用者回答はございませんでした。」の旨が記載されている。この点に関し、指定管理者に確認したところ、紙のアンケート用紙はあるものの、利用者は何か要望等がある場合には、口頭で窓口で意見を伝えに来てくれるため、利用者から紙のアンケートに対する回答は得られていないとのことである。 事業報告書には、たとえ紙のアンケートの回答がなかったとしても、窓口で寄せられた利用者からの意見、要望、クレームを記載するなどして、現在、利用者たちが施設に対しどのように考えているかを、県も把握できるようにすべきである。 (P57)	令和3年度の事業報告書から、紙のアンケートに加えて、口頭での要望等があった際にも記載するよう指導した。また、利用者に対し、窓口でアンケートの記載について声掛けを実施している。
6	II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県第二総合運動場 4. 事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見】	本施設の指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。今回の監査において、「平成 31 年度事業計画書」及び、それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した結果、一部の個別事業について、事業計画書に記載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。 このように事業計画書と事業報告書が比較可能性を損ねている状況において、県が事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう指導することが望ましい。 (P58)	指定管理者に状況を確認したところ、年度の途中において計画変更があり、事業報告書では変更後の計画と実績を記載していたため、結果的に対応関係に矛盾があるように見えるとのことであった。なお、県へ提出された事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾はなかった。年度途中で計画人数等に変更があった場合は、事業報告書においてもその経過がわかるように記載するなど、整合が図られるよう指導を行う。
7	II. 監査の指摘及び意見 第3章. 宮城県総合運動公園（グランディ・21） 5. 利用状況報告書の記載について 【指摘】	平成 29 年度及び平成 30 年度の「宮城県総合運動公園利用状況報告書」を閲覧したところ、宮城県サッカー場の利用料金について、毎月の金額を合算した数値が年度合計と一致しておらず、また収支報告書とも不整合であることが判明した。 利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となることから、正確な記載をすべきである。 (P82)	正確な記載をするために、チェックの「ルール化」を徹底した。また、複数人によるチェックを行うなど体制を強化し、令和元年度利用状況報告書以降は正確な記載を行っている。
8	II. 監査の指摘及び意見 第3章. 宮城県総合運動公園（グランディ・21） 6. 事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見】	指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には、事業報告書を提出している。今回の監査において、「平成 31 年度事業計画書」及び、それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した結果、一部の個別事業について、事業計画書に記載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。 このように、事業報告書に再掲される当初の計画人数等が不適格である場合、比較可能性を損ねており、県が事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。県においては、事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう、指定管理者を指導することが望ましい。 (P82)	指定管理者に状況を確認したところ、年度の途中において計画変更があり、事業報告書では変更後の計画と実績を記載していたため、結果的に対応関係に矛盾があるように見えるとのことであった。なお、県へ提出された事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾はなかった。年度途中で計画人数等に変更があった場合は、事業報告書においてもその経過がわかるように記載するなど、整合が図られるよう指導を行う。
9	II. 監査の指摘及び意見 第4章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール） 1. 管理する敷地の対象範囲について 【指摘】	「宮城県仙南総合プールの管理運営に関する基本協定書」に、指定管理者が管理する敷地の範囲が図面にて示されているが、図面と実際の管理対象範囲に一部違いがある。これは、取壊済である旧屋外プールが設置されていた敷地が、管理対象範囲外であるにもかかわらず、図面に含まれていたことによる。 管理対象範囲は指定管理契約におけるもっとも重要な要素の一つであり、責任の明確化の観点から正確に定めるべきである。 (P101)	管理対象範囲について、今年度指定管理者と管理範囲の再確認を行い、協定書の図面のとおりであることを確認した。今後、管理範囲に疑義が生じた場合は、協定書の図面を元に確認・共有し責任の所在を明確にする。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
10	II. 監査の指摘及び意見 第4章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール） 2. 備品の明確な管理について 【指摘】	今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、長いすと冷蔵庫については現物を確認したものの、備品番号等の記載が見受けられず、台帳と同一の資産かどうかを確認できなかった。また、ホワイトボードについては、現物に備品番号が貼付されているものの、当該備品番号は台帳に記載がなかった。 備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には台帳と一致する記載の備品整理表を貼付するなど、管理表と備品の実物の関係性を明確にすべきである。 (P101)	指定管理者において、台帳備品番号と各備品に貼付する備品整理表を見直し、現在は管理表と備品実物が合致するよう管理している。
11	II. 監査の指摘及び意見 第4章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール） 3. 利用状況報告書の記載について 【指摘】	「2019年度事業報告書」の「宮城県仙南総合プール利用状況報告書」では、競技用具区分の水球競技用具区分において、「入場料徴収する」及び「入場料徴収しない」の区分に分かれている。しかし、実際は、「入場料徴収する」の区分の利用は発生しておらず、すべて「入場料徴収しない」の区分の利用の誤りであった。さらに、令和元年度のプール区分の合計利用人数においても、人数が誤って記載されていた。 利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となることから、正確な記載をすべきである。 (P102)	指定管理者において、利用状況報告書の作成に当たり、作成者と施設責任者による二重確認を徹底することとし、再発の防止策を講じた。
12	II. 監査の指摘及び意見 第4章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール） 5. 宮城県ホームページ上の表記誤りについて 【指摘】	宮城県ホームページにおける、「ヒルズ県南総合プール（宮城県県南総合プール）」の施設概要ページにおいて、「可動床式水深 水球使用時 2月1日 m」という不適切な表記がされている。このように明らかにおかしい表記であるにもかかわらず、県のホームページに長期間掲載されている点には疑問を感じざるを得ない。 ホームページに施設概要を掲載する際には、誤った情報がないか、担当者は入念にチェックする必要がある。また、当該ページのように掲載日から1年以上経過しているものに関しては、掲載の内容に変更がないかどうか、確認する必要があるといえよう。 (P103)	指摘のあった部分については、改善済である。ホームページの情報については、定期的に確認するなど、誤った情報やリンク切れになっているものがないか確認し、適切に更新していく。
13	II. 監査の指摘及び意見 第4章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール） 6. 事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見】	指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。 今回の監査において、「平成31年度事業計画書」及び「2019年度事業報告書」を閲覧した結果、事業計画書の記載に比べ事業報告書の記載は全体的に簡易であり、両者を比較して計画どおりに事業が実施されたかの判断が難しい箇所があった。 県は指定管理者に対し、事業計画書と事業報告書の対応関係を可能な限り明確とするよう指導することが望ましい。 (P104)	事業計画書と事業報告書の対応関係を可能な限り明確とするよう指導した。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
14	<p>II. 監査の指摘及び意見 第4章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール） 7. 「個人情報の厳重管理」に対する措置の解釈について 【指摘】</p>	<p>平成19年度包括外部監査結果「個人情報の厳重管理（意見）」に対する平成20年度の措置の状況として、県は「事業計画に基づき、ミーティングの実施と記録の作成を適切に行うよう、指定管理者に適時確認を行っていく。」としていた。</p> <p>本監査結果から得られる教訓としては、事業計画書と事業報告書の全体的な整合性について、県が確認を実施し指定管理者に指導すべきということであると考えるのが妥当であるが、事業計画のうちミーティングのみに焦点を当てた当時の措置の状況は、やや的外れな対応であると指摘せざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係は今回の監査時点でも不明瞭な点があり、これは平成19年度意見を適切に解釈し対応していれば、当然に対応できていたものと考えられる。</p> <p>県は、包括外部監査結果を過度に限定して解釈するのではなく、包括外部監査の効果を最大限に発揮すべきである。 (P111)</p>	<p>事業報告書が提出された際は、事業計画に記載されている事業の実施状況等を確認し、未実施のものや整合が図られていない事業等があれば、その理由や状況を確認するなどして、適切な管理運営がなされるよう指導している。</p>
15	<p>II. 監査の指摘及び意見 第5章. 宮城県長沼ボート場（アイエス総合ボートランド） 4. 納税義務の履行の確認について 【指摘】</p>	<p>指定管理者は、令和元年度に、これまで支払っていない消費税を5年分まとめて納税している。</p> <p>指定管理者側は、これまで県に、指定管理料収入が課税対象かどうかを問い合わせていたが、県からは明確な回答はなく、自らも積極的に税務署への確認を行っていなかった。しかし、令和元年12月10日に県監査委員事務局が実施した財政的援助団体等監査において、「消費税等の申告を行っておらず納税義務を果たしていない恐れがある」との指摘があり、税務署に確認したところ、課税事業者該当することが確認され、指定管理者は5年分の消費税合計1,279,700円をまとめて納税する状況に至った。</p> <p>県は、指定管理者の募集要項で法人税や地方消費税等を滞納している法人又は団体は、指定管理者の申請資格がないと定めており、当該指定管理者が納税義務を果たさないまま5年以上も指定管理業務を行っていたことは、問題がある。指定管理者の選定に当たっては、相手側が提出した書類の内容を十分に審査し、今回のような事態の再発防止を図るべきである。 (P119)</p>	<p>当指摘内容については、指定管理者において、指定管理者となった時点から税務署へ相談を行うなど、法令順守の意識をもって対応していたが、税務署からは明確な回答が得られなかった。また、監査での指摘が行われたのは令和元年度であった。</p> <p>県としては、当該団体に対する税滞納がないことの確認が申立書のみ判断であり、その内容の確認が不十分であったことから、今後は、納税義務がない場合は、申立書にその理由・根拠の記載を求めるほか、各種税の賦課・徴収権を持つ税務署等への確認記録を提出書類に加えるなどして、指定管理者としての申請資格の有無を厳正に審査することで再発防止を図る。</p>
16	<p>II. 監査の指摘及び意見 第5章. 宮城県長沼ボート場（アイエス総合ボートランド） 5. ウィンドサーフィン利用者の対処 【意見】</p>	<p>指定管理者によると、ボート場にウィンドサーフィンをしに来る利用者がいるとのことである。ウィンドサーフィンのみならず、ボート以外の目的でポートコースを利用する人がいる場合、ボート利用者の妨げになる恐れがあり、事故にもつながることから、厳正に対処しなくてはならない。指定管理者側においては、ボート利用者の安全確保のためにも、宮城県警察や警備会社との連携強化といった対処法を県と協議すべきではないであろうか。 (P119)</p>	<p>地域の駐在所へ日頃の地域巡回を要請している。また、地元漁協や隣接施設との連携や情報の共有を図り、ボート以外の目的でポートコースを利用しないよう呼びかけた結果、現在は、ボート以外の目的でポートコースを利用する者は確認されていない。</p>
17	<p>II. 監査の指摘及び意見 第6章. 宮城県ライフル射撃場（nextライフル射撃場） 2. 備品の明確な管理について 【指摘】</p>	<p>今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、ビームライフル12本について、備品番号等の記載が見受けられず、「宮城県ライフル射撃場備品一覧」と同一の資産かどうかを確認できなかった。指定管理者担当者によると、県担当課から備品番号を記載した貼付用の備品整理表を送付するとのことであったが、今回の監査時点においてまだ送付されていないとのことである。</p> <p>備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には管理資料と一致する記載の備品整理表を貼り付けるなど、管理表と備品の実物の関係性を明確にすべきである。 (P144)</p>	<p>備品整理表を送付し、指定管理者が該当備品に貼り付け、管理表と備品の実物の関係性を明確化した。</p>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
18	<p>II. 監査の指摘及び意見 第6章. 宮城県ライフル射撃場 (nextライフル射撃場) 3. 「委託管理業務に関する見積書の日付記入」に対する措置について 【指摘】</p>	<p>平成19年度包括外部監査結果「委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)」における、「指定管理者は日付が入った見積書を徴収すべきである」という監査結果に対し、県は平成20年度の措置の内容として、「日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者を指導していく」としていた。 この点、今回の監査において、令和元年度の委託業務契約からサンプルを抽出し見積書を閲覧したが、建築物維持管理業務の見積書について、日付の記入が見受けられなかった。 このように、当時の監査結果及び措置の状況に反している事実は、包括外部監査結果を軽視していると指摘せざるを得ず、見積書という1論点に留まらず県の包括外部監査に対する意識への改善が必要である。 (P152)</p>	<p>実績報告書の提出があった時点で確認・指導するなど、日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者に対し指導を行った。</p>
19	<p>II. 監査の指摘及び意見 第7章. 宮城県クレー射撃場 1. クレー射撃の振興施策について 【意見】</p>	<p>本施設は、県自然保護課の管轄である。同課の主な業務内容は、自然保護や野生動物の保護・狩猟等の管理であり、スポーツの振興は含まれていない。 県自然保護課へのヒアリングを実施したところ、スポーツとしてのクレー射撃の普及等の振興施策は特段実施しておらず、スポーツ健康課の管轄で何らかの施策を実施しているのではないかとの見解であった。そこで、スポーツ健康課へのヒアリングを追加で実施したところ、特段の振興施策は実施しておらず、自然保護課が何らかの施策を実施しているのではないかとの見解であった。 県はスポーツとしてのクレー射撃の振興施策について、どの課が責任をもって行うのか、あるいは課を超えた協力体制を築くのか、検討を行う事が望ましい。 (P159)</p>	<p>クレー射撃場は狩猟者研修施設として、平成13年のみやぎ国体に併せて整備された経緯があり、狩猟者の育成のみならず、スポーツとしてのクレー射撃を通じた地域活性化が期待される施設でもある。 県のスポーツ振興の司令塔として、スポーツ振興課は各種競技の選手の競技力向上にとどまらず、広く県民のスポーツ機会の確保等の施策を推進しているところであり、自然保護課は連携する関係課として、狩猟者への周知や、競技会場・練習環境の場を提供することで、引き続きスポーツとしてのクレー射撃の振興を支援していく。</p>
20	<p>II. 監査の指摘及び意見 第7章. 宮城県クレー射撃場 4. 施設の計画的な修繕について 【意見】</p>	<p>本施設は平成11年7月に開設されて以来、一度も大規模な修繕を実施していない。また、施設の開設以来、長らく修繕計画等を作成したことがなく、初めて作成を行ったのが令和2年6月30日付であった。 本修繕計画の元となった資料として、指定管理者が県に提出した「宮城県クレー射撃場に係る施設・設備等の修理、修繕に関する要望書(案)」がある。本資料には、管理棟や附属棟、工作物その他の設備等の老朽化・劣化具合が写真と共に詳細に記載されている。実際に、今回の監査において本施設を巡視したところ、各所に塗装剥離、錆、腐食など、老朽化の兆候が見受けられた。 一般に、施設の修繕は開設当初から計画を立て定期的に実施すれば、トータルのライフコストは抑えられるものであり、また予算の不足により不便・安全でない状態を利用することを強いる可能も低減できるものである。県は本施設のみならず、各スポーツ施設において開設当初から修繕計画を見積もり、かつ毎年度適切に修正すべきである。 (P162)</p>	<p>今後開設する施設は、開設当初から修繕計画を策定し、点検結果等を踏まえて必要に応じ適切に修繕計画を修正することとする。</p>
21	<p>II. 監査の指摘及び意見 第8章. 宮城県障害者総合体育センター 5. 備品の明確な管理について 【指摘】</p>	<p>今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した結果、備品の実物に記載している備品番号が、備品一覧表に記載されている備品番号と一致していないことが判明した。 備品の所有権及び管理責任を明確にするため、備品に記載する備品番号は管理資料と一致するよう早急に修正すべきである。 (P175)</p>	<p>備品一覧表に記載されている備品番号と一致しない番号のシールが貼付されていたと指摘のあった肋木については、古いシールの剥がし忘れがあったものであり、正しい番号のシールも別に貼付されていた。よって、監査直後に古いシールを剥がしたことで一覧表の番号と実物の番号の不一致は解消された。また、その他の備品についても、番号のチェックを行い、問題がないことを再確認した。 今後は県及び指定管理者において、より一層丁寧な確認を行い再発防止に努める。</p>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
22	II. 監査の指摘及び意見 第9章. 加瀬沼公園 (モリリン加瀬沼公園) 3. 休園時の侵入者対策 【指摘】	加瀬沼公園は、毎週火曜日が休園日であり、休園日には職員はおらず、公園内の点検や巡回が行われていない。しかし、休園日に公園に侵入し、野球をしている人、大型犬を連れてきてリード無しで放している人がおり、また、「火を使っている」と近隣住民からクレームを受けたこともあるという。しかし、実効性のある侵入者対策は何もされていない状態であった。 指定管理者及び県の担当者によると、来年度より、毎週火曜日の休園日がなくなる方向で話が進められているとのことである。しかし、従来通り、年末年始は休園することであるため、休園日には、園内での事故防止の観点からも、公園内に立ち入れないように、フェンスを設置するなどして侵入者を防ぐ努力は引き続き必要であろう。 (P179)	令和3年5月に、指定管理者と連携し、休園時における園内への侵入を防止するため、出入口に設置している門扉の開口部に、注意喚起看板の設置及び侵入防止対策を講じた。
23	II. 監査の指摘及び意見 第9章. 加瀬沼公園 (モリリン加瀬沼公園) 4. 自主事業への取り組み強化 【意見】	現在、加瀬沼公園で行っている自主事業は、飲料・アイスクリームの自動販売機の設置とバーベキュー用の炭販売のみである。利用者の一部からは飲食の販売をのぞむ声があり、また、公園の徒歩圏内にコンビニ等が見当たらないため、公園内での飲食販売に対する利用客のニーズは非常に高いと思われる。指定管理者へのヒアリング時に、キッチンカーを検討しているとの回答を得、その後、実際に公園に足を運んだところ、コーヒーのキッチンカーを目にした。 今後も家族連れや、バーベキュー利用客の多い土日だけでも、キッチンカーを積極的に取り入れ、公園の魅力向上に努めてほしいと考える。 また、岩沼海浜緑地やスリーエム仙台港パークの自主事業で行った「クリスマスリース作り」のように、子供たちを楽しめるイベントを加瀬沼公園でも是非企画してほしいものである。 (P180)	令和3年4月に、キッチンカーの積極的な活用について指定管理者に働きかけ、毎週末キッチンカーを導入した。 また、来園した子供たちが楽しめるよう、令和3年6月と10月にダンスイベントを実施した。
24	II. 監査の指摘及び意見 第9章. 加瀬沼公園 (モリリン加瀬沼公園) 5. 公園内の幹線道路 【指摘】	現在、公園内の幹線道路横断歩道の白線が消えかかっている。指定管理者側は、子供が横断歩道以外の場所に飛び出す危険性を認識し、1年ほど前から土木事務所に白線を引くよう話してはいるものの、改善されないままである。 県が行える対策としては、公園幹線道路の消えかかっている白線を引き直して横断歩道であることを明確に示し、車側と歩行者側の双方の注意を喚起することである。横断歩道は、看板を立てるよりも視覚的なインパクトがあるので、事故が起きないように、早急に対応すべきである。 (P181)	令和3年4月に、公園利用者の安全を確保するため、横断歩道、外側線及び「徐行」の路面標示など、区画線の修繕(引き直し)を行った。
25	II. 監査の指摘及び意見 第10章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地(うしちゃん多賀城緑地公園) 2. 有料施設予約システムの導入 【意見】	仙台多賀城地区緩衝緑地には、野球場、テニスコート、陸上競技場、サッカー場・ラグビー場の有料施設があるが、平成29年～令和元年度の利用料収入はいずれも80万円程度にとどまっており、利用者数は伸び悩んでいる。これらの有料施設はホームページ上では予約ができず、電話かファックスでのみ予約が可能となっている。しかし、これでは電話やファックスでの予約に抵抗がある世代の利用を遠ざけてしまいかねない。 そこで、仙台市のスポーツ施設が導入している「仙台市民利用施設予約システム」のような一括予約サイトを、宮城県でも導入してはどうかであろうか。一括予約サイトを設けることで、確実にスポーツ施設の利用者増加が見込まれ、また、知名度が低い有料施設の存在を県民にアピールすることが可能となると考える。 (P188)	企画部デジタルみやぎ推進課及び指定管理者と連携し、令和4年1月から予約オンラインシステムを導入した。

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
26	<p>II. 監査の指摘及び意見 第11章. 岩沼海浜緑地（ジュニパーク岩沼） 2. ローラーすべり台のアピール 【意見】</p>	<p>岩沼海浜緑地の遊具にはローラーすべり台（北ブロック・南ブロック）があり、特に、南ブロックのローラーすべり台は、滑りながら広々とした公園を見渡せるという特徴がある。しかし、指定管理者によると、南ブロックのローラーすべり台の向きが公園の入口側ではなく、公園の奥を向いているため、公園を訪れた利用者がすべり台の存在に気づかないことが多いという。 ローラーすべり台のような素晴らしい遊具があるのに、その存在が利用者に気づかれにくいというのは、その遊具を有効活用できているとはいえない。子供たちがローラーすべり台をすぐに見つけられるように、矢印をつけた案内板を遊具の近くや、ローラーすべり台に行くまでの道の所々に設置してみたいかであろうか。 (P196)</p>	<p>令和3年4月に、ローラーすべり台をはじめとする公園施設全体の更なる利用拡大に向け、案内板及びパンフレットに主要施設の写真を掲載したほか、公園のホームページにローラーすべり台等のPR記事を掲載した。 また、令和3年5月に、園内に誘導看板を設置した。</p>
27	<p>II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 1. 釣り客のマナーについて 【意見】</p>	<p>スリーエム仙台港パークは、釣りを楽しめる公園として、釣り客に人気がある。釣り客は年々著しい増加を見せているが、現状、釣り客のマナーが問題となっている。指定管理者によると、公園のクレームは、釣り客からのクレームが最も多く、2020年6月には、「こんなにマナーの悪い公園でいいのか」というクレームまで発生した。 また、釣り客の増加は公園の駐車場にも影響を及ぼしており、午前7時半の開園と同時に釣り客の車が駐車場のほぼ半分を埋め尽くしてしまい、その後来園した他の公園利用者が、満車のために公園を利用できずに引き返す事例もあったという。 マナー向上のための措置としては、釣り客の有料化（条例改正が必要）も選択肢として考えられる。利用料により公園設備の修繕を可能にするというメリットもある。 県と指定管理者は連携し、有料化の選択肢も含めマナー向上のために対処し、釣り客と一般利用客の双方が公園を快適に利用可能とすることが望ましい。 (P201)</p>	<p>本公園は、広く港湾利用者や県民等に散策や休養等を通じた海や港とのふれあいの場を提供し、港湾に対する親しみやその活動に対する理解の増進を図ることを目的として整備したものであり、日頃より釣りをはじめ、様々なレクリエーション活動を通じ、海や港とのふれあいの場として親しまれている。 公園の整備の目的から使用料を徴収することは、慎重に考える必要があるが、利用者が施設を安全、快適に使用することは重要であることから、指定管理者等と協議の上、新たに釣りをを行う際の利用ルールを定め、公園内に掲示を行ったほか、適宜園内における声かけを実施しており、現在は利用者からのクレームやトラブルは大幅に減少している。</p>
28	<p>II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 2. テニスコートの老朽化 【意見】</p>	<p>スリーエム仙台港パークには、有料テニスコートがあり、市民がテニスを楽しめる場となっている。現在、テニスコートの老朽化が深刻で、コートの表面のゴムがはがれてきている。そのまま放置すれば使用できなくなるおそれがある。 港湾施設としてのみではなく都市公園としての利用客を確保するためにも、テニスコートの修繕にも予算を確保していくことが望まれる。 (P202)</p>	<p>損傷している箇所については、今年度修繕を行った。県では、港湾施設の長寿命化のために計画的な点検、維持補修を実施しており、その中で、港湾環境施設についても優先順位を見極めつつその修繕に取り組むこととしている。</p>

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
29	II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港 仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 3. 海の広場の陥没の防止 【指摘】	2020年7月にスリーエム仙台港パークの海の広場の1箇所地面の陥没が起きた。幸い、けが人は出でおらず、指定管理者による応急的な措置で穴を塞いだ。しかし、指定管理者によると、陥没が起きたのは今回だけでなく、3年前にも陥没が起きたことがあったという。当時、県が調査した結果、浸食による陥没であることがわかっており、今回の陥没の原因もおそらく海の水が入り浸食されたことによる陥没ではないかと県の担当者は話している。また、港湾課の担当者によると、2021年1月末に陥没の原因調査に関し、入札の公告、2月末に契約予定とのことであった、2月13日に発生した地震により海の広場が被災したことから、この被災状況と合わせて調査し、復旧工事を行うこととしている。 今後、陥没が再発生し、たとえそれが小さな穴だとしても子供が落ちたら大事故につながるおそれがある。利用者の安全確保のために、県は、他の修繕に優先して、早急に原因を調査し、芝生の浸食が進行しているならば埋める、あるいは、コンクリートにする等の対応を進めてほしい。 (P203)	陥没箇所については、令和3年2月に発生した福島県沖地震による被害箇所と近接していることから、工事の手戻りを防ぐため、被害箇所の復旧工事と併せて実施することとしている。
30	II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港 仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 4. 指定管理料の値上げについて 【意見】	スリーエム仙台港パークの指定管理料に占める人件費の割合がいずれも75%を上回っている。指定管理者が管理する他の施設の人件費の割合が50%に満たない点を鑑みると、スリーエム仙台港パークの指定管理料が妥当な金額かどうかという点に、疑念を抱かざるを得ない。 管理運営の実態にそぐわない指定管理料では、サービスの質の維持・向上が困難となり、結果として、利用者である県民に不利益をもたらす。現在の指定管理料の金額が、施設の管理運営やサービスの質を高めていくのに本当に十分な額であるかどうか、検討してはいかがだろうか。 (P204)	スリーエム仙台港パークは他公園施設より敷地面積が小さく、緑地や樹木の管理を職員自ら実施することが可能であることなどから、一部業務を外部事業者へ委託している公園施設より、結果として人件費の割合が高くなっているもの。 これまでも他公園施設と同等の管理人数を確保するなど、適正なサービスの実施に取り組んできたところだが、令和3年度に実施した指定管理者の募集では、実績に基づき修繕費を増額するなど、さらにサービスの質の向上が図られるよう積算を行った。
31	II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港 仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 5. P-PFI事業の促進 【意見】	指定管理者によると、土日のみスリーエム仙台港パークにキッチンカーが来ているとのことであるが、仙台港を見渡せる公園の雰囲気を活かし、カフェやビアホールといったP-PFI事業に挑戦していきたいとのことであった。 この点に関し、港湾課の担当者にヒアリングしたところ、スリーエム仙台港パークの所在する地域は工業専用地域であり、建築物に制限があることからカフェをつくることはできないそうである。しかし、販売車を用いた飲料等の販売は可能とのことであり、県の担当者も指定管理者からの要望があれば、協力したいという姿勢である。 スリーエム仙台港パークは都市公園ではないことからP-PFI事業の実施は困難であるが、全国においても、P-PFI事業を行っている公園の実例は多く、公園の魅力や利用者満足度の向上という観点から、公園内における収益事業は必須であるといえる。長期的な目線で公園の魅力を上向きさせていくためにも、宮城県内の指定管理施設を導入した都市公園でも、今後、P-PFI事業を前向きに検討してほしいものである。 (P205)	今後、一定の利益が見込まれる公園施設を整備する際は、事業の効率性、採算性の向上を図るため、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用したP-PFI事業の活用も含め検討する。